

会議記録（１）

会 議 名 称	北本市農業委員会 7 月定例総会		
開 会 及 び 閉 会 日 時	開会	令和 7 年 7 月 2 5 日（金） 午前 1 0 時 0 0 分	
	閉会	令和 7 年 7 月 2 5 日（金） 午前 1 0 時 4 5 分	
開 催 場 所	市役所 3 階 会議室 3－F		
議 長 氏 名	横 山 信		
出 席 委 員（者） 氏 名	農業委員		推進委員
	1 新 井 保 好	8 大 島 隆 義	1 荒 井 利 夫
	2 伊 藤 治	9 清 水 喜美子	2 加 藤 秀 明
	3 新 井 信 洋	1 1 内 田 泰 宏	3 諏 訪 光 雄
	4 横 山 信	1 2 湯 澤 美 恵	4 田 島 道 夫
	5 吉 野 満咲実	1 3 山 本 浩 之	5 新 井 良 和
	6 加 藤 正 雄		
	7 加 藤 浩		
欠 席 委 員（者） 氏 名	1 0 渡 邊 大 之		
説 明 者 の 職 ・ 氏 名	農業委員会 主 幹 加 藤 仁 一 主 査 安 藤 裕 也		
事 務 局 職 員 職 ・ 氏 名	事務局長 深 谷 知 行 主 幹 加 藤 仁 一 主 査 安 藤 裕 也 主 事 江 澤 海 音		
会議資料	別紙のとおり		
配布資料	■ 7 月定例総会次第 ■ 第 7 回北本市農業委員会提出議案		

会議記録（２）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	１ 開会
深谷事務局長	皆様こんにちは。
	定刻となりましたので、７月の定例総会を開催させていただきます。
	ただいまの出席委員につきましては、農業委員１３名中、１２名で過半数であり、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規程に基づき、会議は成立していますことを報告致します。
	また、農地利用最適化推進委員５名が出席していますことを報告致します。
	それでは、議事の方に入りますが、会議規則第４条の規定により、議事の進行は会長となりますので、横山会長にご挨拶をいただきましてから、議事の進行をよろしくお願いします。
横 山 会 長	（あいさつ）
	２ 議事録署名委員の選出及び会議の公開
議 長	最初に議事録の署名人ですが、１１番内田泰宏委員と１２番湯澤美恵委員、よろしくお願いします。
	３ 議案
議 長	それでは、議案書に添って進めていきます。
	議案書３ページ、議案第１号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」審議を行います。件号１について、事務局の説明をお願いします。
	（議案書に基づき場所も含めて説明する。）
事 務 局	議案書につきましては以上で、事務局の意見です。
	申請地は申請地に必要性があることと代替性がないことを転用の要件とする農地です。申請書の申請理由から必要性が確認でき、代替性等の検討結果が確認できたことから、特に問題はないと考えます。
議 長	続きまして、担当の伊藤委員より現地の状況等の説明をお願いします。
伊 藤 委 員	現況ですが、既存の宅地部分には重機が入り半分ほど解体している状況です。申請地が農地として見られるのか疑問の残る現況です。周辺の状況は西側には住宅、東側と北側は道路、南側には梅の木が２本ほど植えられた小さな農地があります。周辺に農地はほとんどありませんので影響はないと考えます。

会議記録（３）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	伊藤委員、ありがとうございました。
	件号１について、質問はございますか。
	（質問なし）
議 長	特に質問が無いようなので採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。
	（全員挙手）
議 長	全員賛成ということで可決させていただきます。
議 長	続きまして、議案書５ページ、議案第２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」審議を行います。件号１について、事務局の説明をお願いします。
	（議案書に基づき場所も含めて説明する。）
事 務 局	議案書につきましては以上で、事務局の意見です。
	申請人の施工業者は、地方自治体や民間企業の施設等の建築から土木業まで営む総合建設業者です。今回の一時転用は同じく宮内５丁目地内で〇〇の新店舗の建築のため、申請地に駐車場を設置します。
	申請人は近隣市においても多くの施工実績もある企業のため、一時転用終了後は適正に農地に復旧できることが見込まれるため、本申請については問題無いと判断しております。
議 長	続きまして、担当の大島委員より現地の状況等の説明をお願いします。
大 島 委 員	現況は鉄骨のハウスと作業小屋がある場所でしたが既に解体撤去され綺麗に整地されています。周辺の状況は一部農地がありますが住宅地に囲まれた場所です。隣接農地との境には仮囲いをするということで農地への影響はないと思われます。
議 長	大島委員、ありがとうございました。
	件号１について、質問はございますか。

会議記録（４）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	(質問なし)
議 長	特に質問が無いようなので採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成ということで可決させていただきます。
議 長	続きまして、議案書６ページ、件号２について、事務局の説明をお願いします。
	(議案書に基づき場所も含めて説明する。)
事 務 局	議案書につきましては以上で、事務局の意見です。 申請地は申請地に必要性があることと代替性がないことを転用の要件とする農地です。申請書の申請理由から必要性が確認でき、代替性等の検討結果が確認できたことから、特に問題はないと考えます。
議 長	続きまして、担当の新井保好委員より現地の状況等の説明をお願いします。
新井保好委員	現況は多少雑草が生えております。周辺の状況は西側が道路であり、農地が多い中に住宅が点在している場所です。周辺農地への影響は特に問題ないと思われれます。
議 長	新井保好委員、ありがとうございました。 件号２について、質問はございますか。
	(質問なし)
議 長	特に質問が無いようなので採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成ということで可決させていただきます。

会議記録（５）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	続きまして、議案書 7 ページ、件号 3 について、事務局の説明をお願いします。
	(議案書に基づき場所も含めて説明する。)
事 務 局	議案書につきましては以上で、事務局の意見です。
	申請地は申請地に必要性があることと代替性がないことを転用の要件とする農地です。申請書の申請理由から必要性が確認でき、代替性等の検討結果が確認できたことから、特に問題はないと考えます。
議 長	続きまして、担当の内田委員より現地の状況等の説明をお願いします。
内 田 委 員	申請地は北本市の最東端にあり桶川市加納との市境付近にあります。事業計画者の妻の実家も直線距離で 100 メートルの所にあり、将来を見据えて選定した理由が伺えます。現況は農作物の作付けはされておらず、一面腰丈まで雑草が伸びておりしばらくの間管理されていない様子です。周辺の状況は農地が多い中に住宅等が点在しており、南側には特別養護老人ホーム、西側には墓地と公会堂、横を通る砂利道も滅多に車の通らない静かな場所です。周辺農地への影響はないと思われますし、隣接農地は親の所有する農地で影響等はないと考えます。
議 長	内田委員、ありがとうございました。
	件号 3 について、質問はございますか。
	(質問なし)
議 長	特に質問が無いようなので採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成ということで可決させていただきます。
議 長	続きまして、議案書 8 ページ、件号 4 について、事務局の説明をお願いします。

会議記録（６）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	（議案書に基づき場所も含めて説明する。）
事 務 局	議案書につきましては以上で、事務局の意見です。
	申請地は申請地に必要性があることと代替性がないことを転用の要件とする農地です。申請書の申請理由から必要性が確認でき、代替性等の検討結果が確認できたことから、特に問題はないと考えます。
議 長	続きまして、担当の内田委員より現地の状況等の説明をお願いします。
内 田 委 員	申請地は本社から４０メートルで中丸スポーツ広場の南側に位置します。現在、農作物の作付けはされておりませんが、綺麗に耕耘管理されております。 今回の転用の目的として工場の増築工事に伴い駐車場がなくなるため、第２駐車場として賃借するという計画です。２０ページの地図で見ると申請地の西側の筆は現在社員の駐車場やコンテナ置き場として使用されています。周辺の状況においては農地と宅地等が混在しています。周辺農地への影響についてはアスファルト舗装の駐車場を設置する計画ですが、周囲をコンクリートブロックによる被害防除を施す予定で特に問題ないと思われます。
議 長	内田委員、ありがとうございました。 件号４について、質問はございますか。 （質問なし）
議 長	特に質問が無いようなので採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議 長	全員賛成ということで可決させていただきます。
議 長	続きまして、議案書９ページからの、議案第３号「農地法第５条の規定による許可後の計画変更申請について」審議を行います。本件は５月定例総会からの再・再審議の案件です。 件号１から３まで関連しますので一括で審議を行います。 件号１から３までの説明及びその後の経過等について、事務局の説明をお願いします。

会議記録（７）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	（議案書に基づき場所も含めて説明する。）
事 務 局	本件は、６月定例会にてソーラーパネル下部の土地について、昨今の災害等の大雨や台風が来た際に土砂崩れ等が起き、近隣の住宅に土砂やパネル自体が流れてきてしまうのではないかと。安全性の確保はされているのか。ということについて疑義があり、その確認を行うため再々審議となった案件です。 また、５月の定例会では、太陽光パネル施設の強度についてと、イチジクの営農は可能か否かについて疑義がありました。 先月の定例会では強度とイチジクの営農について説明を行いました、欠席された委員もいらっしゃいますので、併せて再度説明申し上げます。 まず、５月定例会にて、１点目の疑義のあった強風等による太陽光パネル施設の強度についてですが、構造計算書では風圧については基準風速３０ｍで、積雪については、地上垂直積雪量３０ｃｍで、構造計算がされております。構造計算書の数値によると、縦梁・横梁・支柱等、全てにおいて基準値以内で収まる数字であり、構造上、風速３０ｍ／ｓ に耐えられる設計であることを示しております。 強度的に強い風に耐えられる設計となっていることが確認でき、台風や突風等の強風荷重に対しても、安全性が十分確保されているところから、特段問題ないと考えられます。 続いて２点目の疑義のあったイチジクの営農計画の補完をいたします。 知見を有する者の意見としては、「イチジクは比較的耐陰性があり、他の作物と比較して遮光された条件下でも、ある程度適応可能とされているため、営農型太陽光の下部でも生育・結実に大きな支障は生じないと見込まれる」と意見書の提出があります。 また〇〇氏には過去にイチジク栽培の経験があると報告を受けております。 これまでのじゃがいもでは、〇〇氏の主要作物であるぶどう等の農繁期である、５～７月にじゃがいもも「追肥、収穫」を行うため、スケジュールが重なり負担が多くなるようですが、イチジクに変更することにより、そこまでは負担にならず行うことができることとなります。 そのためじゃがいもからイチジクに変更することは主要作物を栽培しながら、太陽光発電施設下で収量を得るための適確な変更と考えられます。 収量の確認については１年に１回行われる、太陽光下部での農作物の状況報告書等で確認してまいります。 次に６月定例総会にて疑義のありました、災害時の土砂崩れ等の危険について

会議記録（８）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事 務 局	て回答いたします。 申請代理人に聞き取りを行ったところ、申請地は令和２年１０月にサウンディング試験という、地盤の強度を評価するための試験を行っております。 その結果を提出いただきました。確認したところ結果表に記載されている「換算N値」という、地盤の強度を表す数値で強度を確認するのですが、「この数字が高いほど地盤は硬い」ことを示します。この換算N値が４～８だと中くらいの硬さで比較的安定した地盤としてみえるようで、地盤強度としては、問題ない地盤の硬さであると判断できます。 申請地の１１箇所でサウンディング試験を行っており、全ての地点において、５０センチメートルから１メートル掘ると、その換算N値は４以上となります。 調査箇所での差や深さによっては３点台の数値の箇所はあるものの、その上下の地盤の固さは４以上の数値があり、強度として問題ないと言えると思われます。 また、委員からの一番心配である、宅地と一番近くになる地番が〇〇番の農地でも５０センチメートル掘ると４．６、１メートル掘ると５．４となります。１．７５メートル掘ると１２．６まで上昇する箇所もある結果となりました。 申請人代理人の説明では、先ほどの結果を踏まえ、近隣の住宅側を見ても、隣接地境界のキワではなく６ｍ以上離れた位置に設置されていますので、地震等の自然災害で地盤が崩れる可能性は低いと考えます。と回答がありました。 よって、この試験結果からは「よほどの震災等」でなければ地番が崩れる可能性は低いと考えて良いかと思われます。
議 長	件号１から３までについて、質問はございますか。 （質問なし）
議 長	特に質問が無いようなので採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議 長	全員賛成ということで可決させていただきます。

会議記録（９）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	続きまして、議案書１２ページからの、議案第４号「北本市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」審議を行います。 なお、採決に当たっては本計画を中間管理機構へ申請するという手続きから、件号ごとの採決は行わず、計画全体を採決することとします。 そのため、借受人ごとに、事務局からの説明、現地の状況の説明、質疑を行い、最後に計画全体で採決を行います。
議 長	はじめに、借受人が同一のため、件号１、２を一括で審議を行います。事務局の説明をお願いします。 （議案書に基づき場所も含めて説明する。）
事 務 局	議案書につきましては以上で事務局の意見です。 借受人は認定農業者として、市内を中心に大規模経営されている法人でございいます。今回の案件について、いずれも新規の案件ではありますが、件号１は貸付人から他の畑も借り受けて耕作を行っており、申請地から比較的近い場所でも耕作も行っております。また、件号２は周辺の農地も借り受けて一体的に耕作していることから、本申請について問題は無いと判断しております。
議 長	続きまして、担当の新井良和推進委員より現地の状況等の説明をお願いします。
新井推進委員	件号１、２について周辺環境が似ているため一括で説明いたします。 件号１は作付けされておらず、件号２はネギが作付けされております。周辺の状況は農地が多い中に住宅が点在している場所です。今後の作付け予定は引き続き露地野菜を作付けするということです。周辺農地への影響は同一借受人が耕作をしているため影響ないと思われます。
議 長	新井良和推進委員、ありがとうございました。 件号１、２について、質問はございますか。 （質問なし）
議 長	特に質問等がないようですので、次の議案に移ります。 件号３について、事務局の説明をお願いします。

会議記録（１０）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	(議案書に基づき場所も含めて説明する。)
事 務 局	議案書につきましては以上で事務局の意見です。
	借受人は、すでに農地の提供を受けながら３年間の養蜂経験があり、生産されたハチミツも〇〇等に出荷され販売している実績があります。
	将来的には認定農業者として規模や販路の拡大を目指し、借受耕作地も増やす意向があり本格的な農業経営を目指しております。
	これまでの農業経験や今後の意向なども考慮し専業農家として経営を行っていく決意もあり、本申請については問題無いと判断しております。
	また、前回の定例総会後に借受人と農政担当で話し合いが行われまして、地域との調和、周辺農地への配慮について調整しました。借受人自身も「認定農業者となったら他の農業者の模範となる立場である自覚を持ち、地域や周辺農地との良好な関係の構築に努め、自己の農園の周囲に無消毒を求めるなどの行為は行わない」と回答をいただいております。
議 長	続きまして、担当の加藤推進委員より現地の状況等の説明をお願いします。
加藤推進委員	現状は蜂蜜の養殖を数年前より行っております。周辺の状況は農業振興地域ということで数軒の野菜農家があります。今後の耕作予定は近隣農家より３～４反程度の畑を借り受け、菜の花畑を作ることです。周辺農地への影響は菜の花畑になることでどのような影響が出るかは分かりません。
議 長	加藤推進委員、ありがとうございました。
	件号３について、質問はございますか。
	(質問なし)
議 長	特に質問等がないようですので、次の議案に移ります。
	件号４について、事務局の説明をお願いします。
	(議案書に基づき場所も含めて説明する。)
事 務 局	議案書につきましては以上で事務局の意見です。
	借受人は令和４年度から新規就農し、現在、約３.３ヘクタールの農地を借り受けて耕作しています。新規の案件ではありますが、自宅から近いことや、周辺農地を含め借り受けて耕作していることから、本申請について問題は無いと判

会議記録（１１）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事 務 局	断しております。
議 長	続きまして、担当の新井良和推進委員より現地の状況等の説明をお願いします。
新井推進委員	現況は作付けされておられません。多少雑草がありますが管理されております。周辺の状況は農地と宅地が混在している場所です。今後の耕作予定は露地野菜の作付けを予定しています。周辺農地への影響はないと考えます。
議 長	新井良和推進委員、ありがとうございました。 件号４について、質問はございますか。 (質問なし)
議 長	特に質問等がないようですので採決に入りたいと思います。 ７月定例総会への提出分の農用地利用集積等促進計画（案）に賛成の方の挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ということで可決させていただきます。
	４ 専決事項 議案書１４ページからは、届出の専決事項になりますので、お目通しをお願いいたします。
	５ その他
議 長	最後に、その他につきまして事務局からお願いします。
事 務 局	(事務局説明)
議 長	皆様のご協力により、全ての議事が無事終了することができました。ありがとうございました。進行を事務局に戻しますのでよろしく申し上げます。
	６ 閉会

会議記録 (12)

[illegible]